

令和5年第1回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	令和5年2月28日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和5年3月10日	13時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和5年3月10日	13時57分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		11番	品川 義則	12番	松石 信男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	福祉課参事	松田 美紀		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	産業振興課参事	大石 顕		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
	こども課長	山本 賢子	建設課参事	権藤 貞光		
産業振興課長	柳島 一清					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第1、7、8号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第2、3、4、5、6、8、9、10、11号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第1号 基山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第5 議案第3号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第11 議案第8号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第9号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第10号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第11号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 発議第1号 基山町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

～午後 1 時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る 7 日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 総務文教常任委員長報告、日程第 2 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第 1．総務文教常任委員長報告、日程第 2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

最初に、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんこんにちは。

総務文教常任委員会審査報告書

議案第 1 号 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第 7 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

議案第 8 号 令和 4 年度基山町一般会計補正予算（第 8 号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、3 月 6 日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第 1、7、8 号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 76 条の規定により報告します。

なお、議案第 1、7、8 号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第 1 号 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

町が保有する開示請求に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞く機関として基山町個人情報保護審査会（以下「審査会」という）があるが、開示請求に基づき審査会が開かれたことはあるのか、5 人の委員はどのような職種で構成されているのかとただしたところ、少なくとも 7 年間は開示請求に基づいて審査会が開かれたことはない。年 1 回の定期審査会は開催されており、現行の委員は大学教授、弁護士、行政相談員、商工会代表、労働者代表であるとの説明を受けた。

当委員会としては、町職員に対し個人情報の保護に関する研修を実施することや、町が管理運営主体として適切に機能していくためにも、審査会が今後も公平・公正に運用されるよう提案した。

議案第 7 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

議案として議会に議決を求める場合、損害賠償をする相手方の個人氏名や特定団体名を今回のように公表しないときのガイドラインはあるのかとただしたところ、まず、前提になるのは特定の氏名等がなくとも審議ができるかどうかであり、町に過失がある場合に個人情報 を公にすることには十分に注意しなければならないと考えているとの説明を受けた。

また、損害賠償について議会の議決が必要な金額は幾らかとただしたところ、損害賠償額 10万円以上となっているとの説明を受けた。

議案第 8 号 令和 4 年度基山町一般会計補正予算（第 8 号）中歳入全般及び歳出所管分
歳出 2 款 1 項 15 目 広報情報費

役場庁舎内では W i - F i 環境が整備されていない。防災拠点としての役場の機能向上や来庁者への住民サービスとして整備が必要ではないかとただしたところ、国も D X 化を推進していることもあり W i - F i の整備には予算も伴うが、国の補助で有利なものがあれば前向きに検討したいとの説明を受けた。

当委員会としては、庁舎内全体に W i - F i を整備した場合の費用を試算し、補助金ありきではなく、町民の安心・安全や住民サービスの一環として早急に取り組むよう提案した。

10 款 1 項 2 目 19 節 要保護及び準要保護児童援助費△21 万 1,000 円

10 款 2 項 3 目 19 節 要保護及び準要保護児童援助費△109 万 1,000 円

10 款 2 項 4 目 19 節 要保護及び準要保護児童援助費△50 万 4,000 円

10 款 3 項 2 目 19 節 要保護及び準要保護児童援助費△34 万 5,000 円

町内の準要保護児童援助費について、対象基準は他市町と比較してどうかとただしたところ、生活保護基準相当の 1.3 倍で運用しており、多くの市町と同程度である。昨年、基山町も生徒会費、部活動登録費を追加したので他の市町に劣っていることはないが、生活環境の急変で支援が必要な場合は、より丁寧な説明を行い、多くの方に利用していただくよう周知徹底に取り組みたい。また、対象者が減った理由については、申請を行う世帯数が減ったため認定件数も減少しているとの説明を受けた。

当委員会としては、基山町も子育て支援に力を入れていくのであれば、対象者の拡大や支給額を上げるなどの見直しをしていくとともに受給者のプライバシー保護に努め、来年度以降も申請件数、認定件数、支給金額に注視していくように提案した。

以上をもちまして総務文教常任委員会報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんこんにちは。

厚生産業常任委員会審査報告書

議案第2号 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について

議案第3号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第4号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第5号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正について

議案第8号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）中歳出所管分

議案第9号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第10号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）

本委員会は、3月6日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第2、3、4、5、6、8、9、10、11号は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第3、4、5、8号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第3号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

改正内容についてただしたところ、児童虐待の防止等を図る観点から、民法及び児童福祉法において、親権者等の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、本条例の一部改正が行われ、懲戒に係る権限の濫用禁止についての項目が削除された。しつけを口実にした子どもへの体罰等の禁止を明文化し、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的としているとの説明を受けました。

また、親権者等の解釈についてただしたところ、民法における親権者は実父母であるが、児童福祉法では実父母だけでなく、児童福祉施設の長など現に児童を監護している者も保護者として含まれるとの説明を受けました。

当委員会としては、親権者に関して規定された民法も改正されていることから、教育・保育施設だけにとどまらず、家庭や地域等にも広く周知を行うよう提案いたしました。

議案第4号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

今回の改正により、家庭的保育事業者等への安全計画の策定及び周知、職員及び訓練実施の義務化や自動車を運行する場合の点呼、その他確実な把握方法による乳幼児の所在の確認を義務化することになった。

当委員会としては、送迎を目的とした自動車への安全装置の設置義務に関して1年間の猶予期間があるが、その間も安全対策を怠ることがないように指導すること。また、今後の安全対策についても監査時等において必要に応じ指導していくよう提案いたしました。

議案第5号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

支払い方法について、現在は償還払いの方法を取っているが、現物給付に切り替えられないのかただしたところ、県に対して現物給付化の要望は行っている。また、県からも各自治体に提案しているところではあるが、現物給付化になると自治体の医療費負担が増加する事例が他県で発生していることから、反対している自治体もあるため統一化できていない状況である。今後も町として現物給付化を進言していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、障がい者及び保護者の支払い時の負担軽減のためにも、今後も引き続き県に対して現物給付に切り替える要望を継続するよう提案いたしました。

議案第8号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）中歳出所管分

歳出 3款1項2目12節 一般介護予防業務委託料△411万1,000円

減額理由についてただしたところ、一般介護予防業務は鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託業務として実施している。本年度予定していた70歳、75歳の介護予防健診事業を当初、委託で実施する予定だったが、生活支援コーディネーターを中心とした職員が昨年度事業に携わった実績もあり、直営で実施するように方針を切り替えた。そのため、委託料359万7,000円が減額になった。その他、筋力アップ教室等の実施終了に伴う不用額との合算である。同健診事業は、今後も生活支援コーディネーターの周知と対象者との意思疎通を図るため、直営で実施していきたいとの説明を受けました。

6款2項3目12節 森林調査業務委託料△100万円

森林整備業務委託料△292万円

当初の計画案と経過についてただしたところ、当森林整備事業については、森林環境譲与税を活用したものであるが、3年前に県との協議において町内の森林地域をブロック分けし、その一部をモデル地区として調査しつつ、伐採に取りかかってはどうかとの指導を受けた。そのため、まず、園部地区からの調査と伐採に着手する費用を当初予算に計上した。その後、改めて該当地区の地権者に説明し、町と協定を結びながら伐採事業に取りかかろうと考え調査を開始した。しかし、その調査の結果では伐採対象の森林を特定するに至らず、改めて町全体を俯瞰し、防災面等に鑑みたところで優先的に町が伐採、整備に介入すべき森林を抽出するための調査を1年かけて実施する方針に切り替えた。そのため、整備事業まで至らなかったとの説明を受けました。

本事業については令和3年度から予算化されてきた事業である。今回、計画変更について対象者や議会への説明の機会がなかったとも言い難く、当初予算の計画どおり履行されなかったことは問題である。

当委員会としては、令和5年度の当初予算での継続事業になると思うが、今後の計画内容及び事業実施時期について明確に提示し、早急に事業実施に移行できるよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

討論、採決を行います。

日程第3 議案第1号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第1号 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第1号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第1号は可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（重松一徳君）

日程第4. 議案第2号 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第2号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第2号は可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（重松一徳君）

日程第5. 議案第3号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第3号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第3号は可決されました。

日程第6 議案第4号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第4号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第4号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第4号は可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（重松一徳君）

日程第7．議案第5号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第5号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第5号は可決されました。

日程第8 議案第6号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第6号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第6号は可決されました。

日程第9 同意第1号

○議長（重松一徳君）

日程第9. 同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案に同意することに決定しました。

日程第10 議案第7号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第7号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第7号は可決されました。

日程第11 議案第8号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第8号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第8号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第8号は可決と決しました。

日程第12 議案第9号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第9号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第9号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第9号は可決されました。

日程第13 議案第10号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 議案第10号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第10号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第10号は可決されました。

日程第14 議案第11号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第11号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第11号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第11号は可決されました。

日程第15 発議第1号

○議長（重松一徳君）

日程第15. 発議第1号 基山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、発議第1号は可決されました。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後1時57分 散会～